

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
奥山こどもクリニック	所在地	白岡市高岩七六五― 一新白岡駅前ホスピ タリテイパーク三F	白岡市新白岡四―一三 ―三新白岡駅前ホスピ タリテイパーク三F
春日部ロイヤル訪問看護ステーション	所在地	春日部市藤塚二六二 二―二	春日部市藤塚二五〇― 一三二

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
佐々木 信一	施術所 所在地		和光市白子三―三 五―七―一〇七パ ルムハウス白子	和光市下新倉五― 三―四四
高橋 直希	施術所 所在地		朝霞市岡三―一〇 ―一七ハイブリッジ 朝霞一〇六	朝霞市仲町一―一 ―一五コンフォー トF一F
相川 哲野	施術所 所在地	名称	さいたま市桜区大久 保領家五〇―五	相川治療院 上尾市緑丘二―六 ―九パインハイツ二 〇三